様式第3号の2（第6条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

身延町長

施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請却下通知書

　施設型給付費・地域型保育給付費等に係る教育・保育給付認定の申請については、次の理由で却下しましたので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 児童の氏名及び生年月日 | 年　　　月　　　日　 |
| 却 下 理 由 |  |
| 備考本決定に不服がある場合は、この決定があった日の翌日から起算して3箇月以内に、身延町長に対し審査請求をすることができます（ただし、決定があったことを知った日の翌日から３箇月以内であっても処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることはできません。）　また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、身延町を被告として(訴訟において身延町を代表する者は、身延町長になります。)、甲府地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、当該決定の日の翌日から起算して１年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。)。 |